

協議第21号 協定項目20 慣行の取扱いについて

- 1 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。
- 2 名誉村民制度については、新町において再編する。
- 3 村長の主催する儀式(行事)については、新町において再編する。

協議第22号 協定項目21 行政区(行政連絡機構)の取扱いについて

- 1 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。
- 2 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。

協議第23号 協定項目22 - 1 人権政策事業の取扱いについて

- 1 国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。
- 2 同和対策(行政・教育)基本方針については、合併後、速やかに再編する。
- 3 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

協議第24号 協定項目22 - 2 女性政策事業の取扱いについて

男女共同参画計画に関するものは、合併後、速やかに再編する。

協議第25号 協定項目22 - 3 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- 1 住民情報システムは、合併時に統合する。
- 2 住民情報システム以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。